

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利又は利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利又は利益の保護を図ることを宣言する。

特記事項

- ・千葉県知事は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処し、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報等の税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。
- ・内部による不正利用の防止のため、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等、対策を講じている。
- ・コンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するため、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォール等により論理的にインターネットと分断している。

評価実施機関名

千葉県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年12月15日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の内容 ※	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1.本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2.附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1.本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 千葉県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(以下「住基ネット」という。)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処するため、住民に関する記録を正確にかつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に千葉県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①本人確認情報の更新 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ③本人確認情報の開示 ④地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への情報照会 ⑤本人確認情報検索 ⑥本人確認情報整合</p> <p>2.附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 千葉県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p> <p>①附票本人確認情報の更新 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ③附票本人確認情報の開示 ④機構への情報照会 ⑤附票本人確認情報検索 ⑥附票本人確認情報整合</p> <p>※それぞれの事務の内容については(別添1)を参照</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

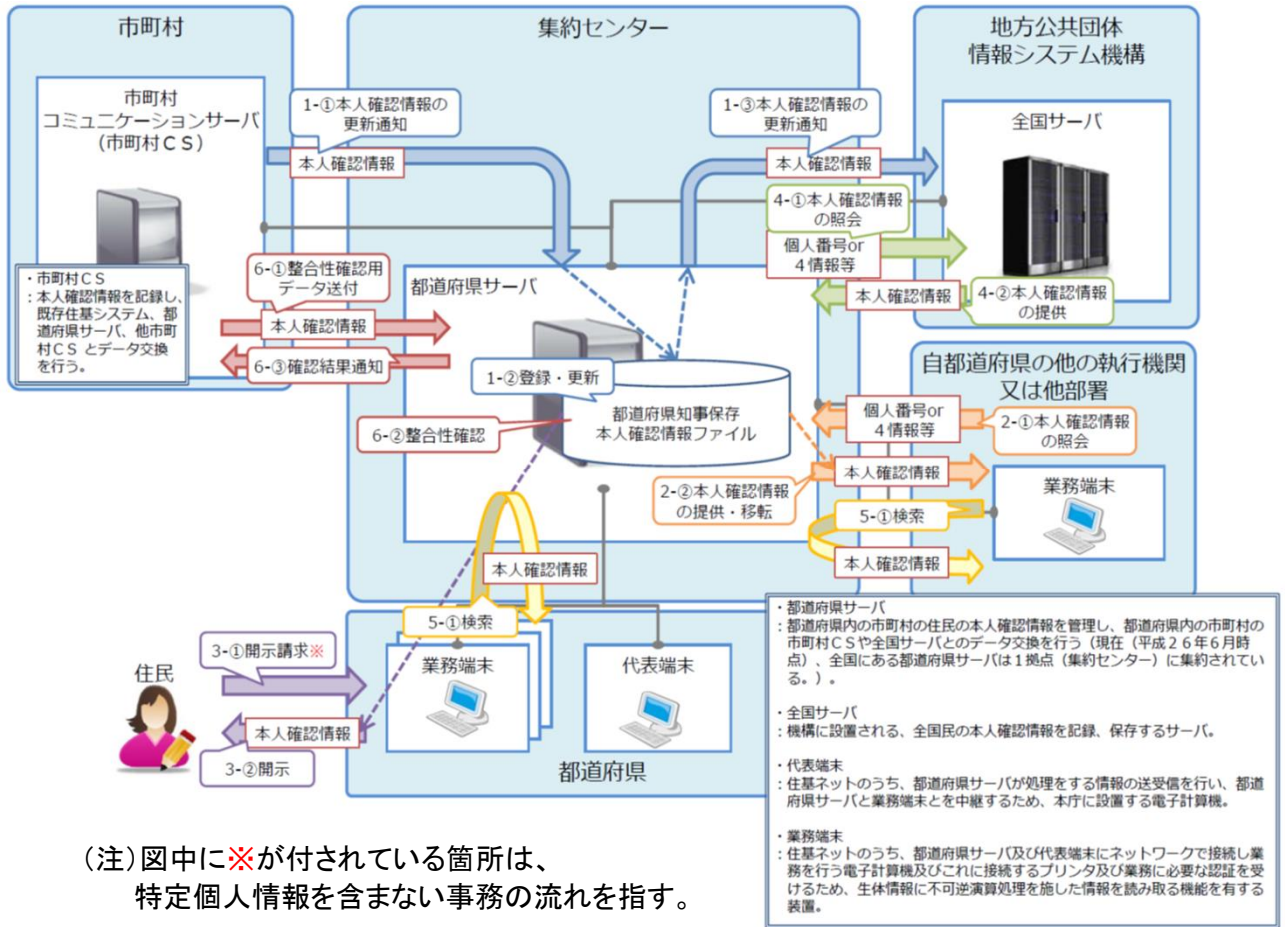
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム								
②システムの機能	<p>①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対し、当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>②千葉県以外の執行機関への情報提供又は他部署への移転 千葉県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、個人番号、4情報(氏名、住所、性別、生年月日をいう。以下同じ。)、住民票コードの組合せを検索キーに、個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>③本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、請求に係る個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>④機構への情報照会 全国サーバに対し、個人番号、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の本人確認情報の照会を行い、当該個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>⑤本人確認情報検索 4情報の組合せを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑥本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村CSを経由して送付された整合性確認用の本人確認情報を受領し、当該整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性を確認する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 住民の転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確にかつ統一的に記録・管理するため。 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル 国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため。
②実現が期待されるメリット	住民票の写しにかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた市町村が発行する住民票の写しの添付省略が図られ、もって住民の負担軽減(市町村を訪問し、住民票の写しを入手する金銭的、時間的コストの節約)や行政の効率化につながるが見込まれる。また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県総務部市町村課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

(1) 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(注) 図中に※が付されている箇所は、
特定個人情報を含まない事務の流れを指す。

(備考)

1. 本人確認情報の更新

- 1-①. 市町村において受け付けた住民の転出入に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②. 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③. 全国サーバに対し、住基ネットを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

2-①. 千葉県の他の執行機関又は他部署において、個人番号、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の本人確認情報の照会を行う。

2-②. 千葉県知事において、提示されたキーを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。

※検索対象者が他都道府県の住民の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。

※千葉県の他の執行機関又は他部署に対し、住基ネットに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、千葉県知事において都道府県サーバの代表端末(千葉県の他の執行機関又は他部署においては業務端末)を操作し、媒体連携(注2)により行う。

(注1)ファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

(注2)一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携にフラッシュメモリを用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

3-①. 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。

3-②. 開示請求をした住民に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された請求に係る個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会

4-①. 全国サーバに対し、個人番号、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の本人確認情報の照会を行う。

4-②. 全国サーバより、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索

5-①. 4情報の組合せを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。

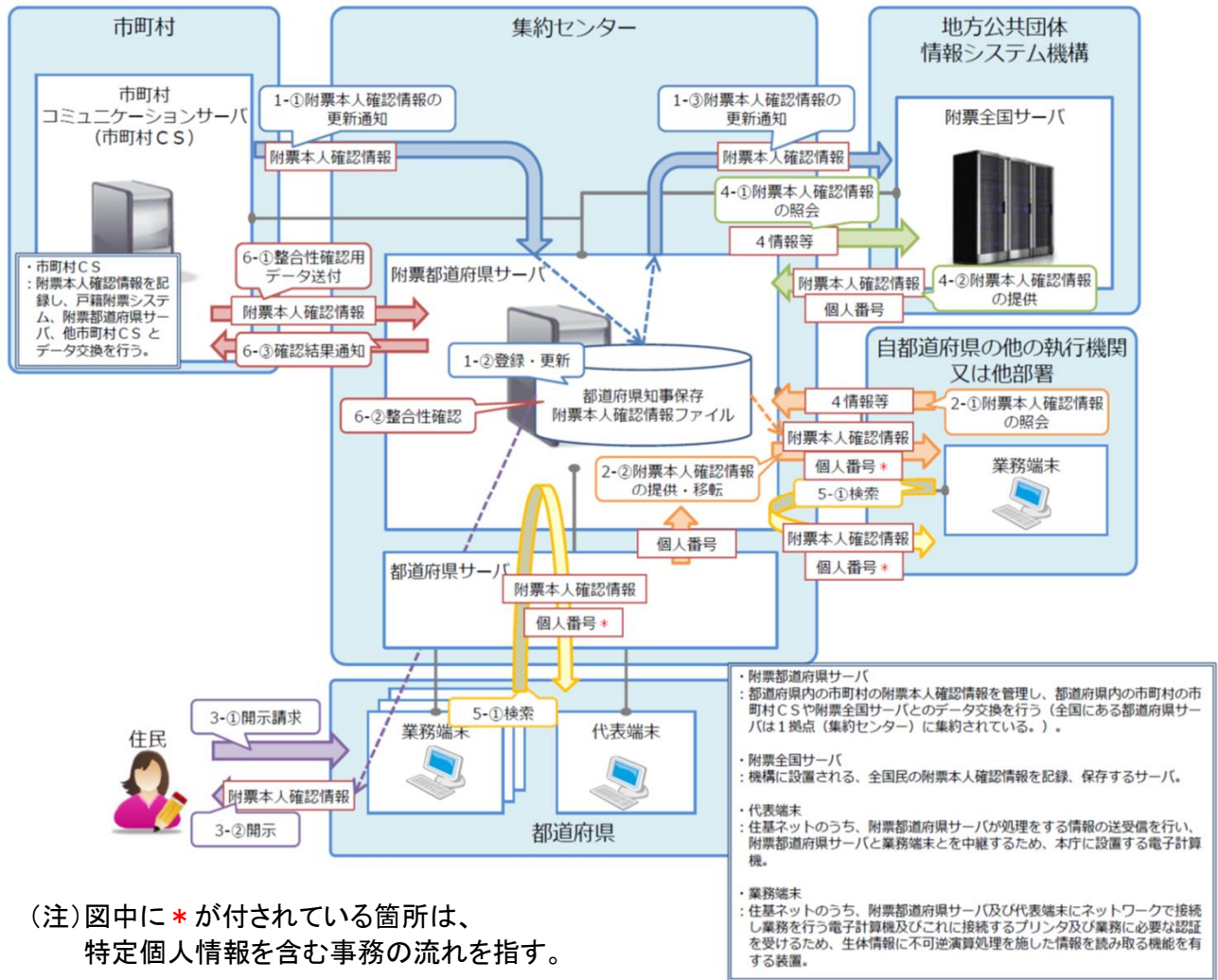
6. 本人確認情報整合

6-①. 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。

6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性を確認する。

6-③. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性の確認結果を通知する。

(2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(注) 図中に*が付されている箇所は、
特定個人情報を含む事務の流れを指す。

(備考)

1. 附票本人確認情報の更新

- 1-①. 市町村において受け付けた住民の転出入に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
- 1-②. 附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③. 附票全国サーバに対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-①. 千葉県の他の執行機関又は他部署において、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の附票本人確認情報の照会を行う。
- 2-②. 千葉県知事において、提示されたキーを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、千葉県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。
※検索対象者が他都道府県の住民の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。
※千葉県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、千葉県知事において附票都道府県サーバの代表端末(千葉県の他の執行機関又は他部署においては業務端末)(都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携(注2)により行う。
(注1)ファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
(注2)一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携にフラッシュメモリを用いる方法を指す。

3. 附票本人確認情報の開示

- 3-①. 住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②. 開示請求をした住民に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会

- 4-①. 機構に対し、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-②. 附票全国サーバより、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索

- 5-①. 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。

6. 附票本人確認情報整合

- 6-①. 市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-②. 附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性を確認する。
- 6-③. 附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性の確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	千葉県内の住民(千葉県内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において千葉県内の全ての住民情報を保有し、住民票に記載されている住民情報を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月8日
⑥事務担当部署	千葉県総務部市町村課行政班

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市町村CSを通じて入手する)	
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度。	
④入手に係る妥当性	住民情報に変更があった又は住民情報が新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネットで管理する必要があるので、市町村から千葉県へ、千葉県から機構へと通知がなされることとされているため。	
⑤本人への明示	千葉県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。	
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)において千葉県内の全ての住民情報を保有し、常に正確に更新・管理・提供する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	千葉県総務部市町村課行政班
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※	<p>①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを經由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対し、当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 千葉県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、個人番号、4情報、住民票コードの組合せを検索キーに、個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>③本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、請求に係る個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>④機構への情報照会 全国サーバに対し、個人番号、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の本人確認情報の照会を行い、当該個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>⑤本人確認情報検索 4情報の組合せを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑥本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村CSを經由して送付された整合性確認用の本人確認情報を受領し、当該整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性を確認する。</p>
	<p>情報の突合 ※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に係る更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・千葉県の他の執行機関又は他部署からの照会に応じて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。
	<p>情報の統計分析 ※</p> <p>住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。</p>
	<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p> <p>該当なし。</p>
⑨使用開始日	平成27年7月8日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(都道府県サーバ集約センター。以下「集約センター」という。)に集約したことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、本人確認情報に直接係わらない(本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、本人確認情報に直接係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを取り扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、千葉県のちば電子調達システムに公開する。
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	再委託を行う際は、契約書に基づき、再委託する業務範囲や再委託の条件、再委託に対する管理方法等を書面において確認した上で、承諾を行っている。
⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、本人確認情報に直接係わらない(本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="radio"/> 提供を行っている (3) 件 <input type="radio"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	千葉県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に応じて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度。
提供先2	千葉県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法第30条の15第2項により、千葉県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号。以下「番号整備法」という。)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="radio"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="radio"/> 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	千葉県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度。

提供先3	住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (端末機の画面の閲覧、端末機から出力された帳票の閲覧)
⑦時期・頻度	住民からの開示請求があった都度。
移転先1	千葉県その他部署(総務部税務課など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)
②移転先における用途	住基法第30条の15第1項により、千葉県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	千葉県の他部署からの検索要求があった都度。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・千葉県においては、施錠管理を行っている部屋に端末機を設置する。また、操作者が執務スペースに入室する際は写真機、ビデオ、カメラ付き携帯、録音機等の記録装置の持ち込みがないかを確認する。 ・帳票等は、専用保管庫等に施錠保管する等権限のない者がアクセスできないようにする。
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">[20年以上]</div> <div style="text-align: center;"> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない </div> </div>
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法		都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		
—		

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	千葉県内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者 ※削除者を含む。
その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において千葉県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) :法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 :国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県以外の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。
⑥事務担当部署	千葉県総務部市町村課行政班

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある))
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③入手の時期・頻度	<p>戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。</p>
④入手に係る妥当性	<p>法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。</p> <p>また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。</p> <p>※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができる」とされている。</p> <p>※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。</p>
⑤本人への明示	<p>千葉県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。</p> <p>※千葉県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。</p>
⑥使用目的 ※	<p>本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において千葉県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、千葉県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。</p>
	<p>変更の妥当性</p> <p>—</p>
⑦使用の主体	<p>使用部署 ※</p> <p>千葉県総務部市町村課行政班</p>
	<p>使用者数</p> <p>[10人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>①附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)を経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対し、当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>②千葉県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 千葉県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報、住民票コードの組合せを検索キーに、個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、千葉県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>③附票本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、請求に係る個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>④地方公共団体情報システム機構への情報照会 附票全国サーバに対し、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の附票本人確認情報の照会を行い、当該個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>⑤附票本人確認情報検索 4情報の組合せを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑥附票本人確認情報整合 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村CSを経由して送付された整合性確認用の附票本人確認情報を受領し、当該整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性を確認する</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>・都道府県知事保存保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>該当なし。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>該当なし。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。	
その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、千葉県のちば電子調達システムに公開する。	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う際は、契約書に基づき、再委託する業務範囲や再委託の条件、再委託に対する管理方法等を書面において確認した上で、承諾を行っている。
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (1) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	千葉県以外の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、千葉県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく千葉県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	千葉県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度。
移転先1	千葉県の他部署(総務部税務課など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく千葉県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	千葉県の他部署からの検索要求があった都度。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。</p> <p>・千葉県においては、施錠管理を行っている部屋に端末機を設置する。また、操作者が執務スペースに入室する際は写真機、ビデオ、カメラ付き携帯、録音機等の記録装置の持ち込みがないかを確認する。</p> <p>・帳票等は、専用保管庫等に施錠保管する等権限のない者がアクセスできないようにする。</p>
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p>
	その妥当性	<p>附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。</p>
③消去方法		<p>一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。</p>
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番

(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア 附票本人確認情報

1. 住民票コード、2. 氏名漢字、3. 氏名外字数、4. 氏名ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所市町村コード、8. 住所漢字、9. 住所外字数、10. 最終住所漢字、11. 最終住所外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分

イ その他

1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県以外の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報のみによる。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は市町村側の本人確認により保証されるため、市町村において厳格な本人確認が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	システム上、法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	システム上、市町村において真正性が確認された情報のみを市町村CSを通じて入手できることとする。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・機構が作成・配付する専用のアプリケーション※を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。</p> <p>・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。</p> <p>・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。</p> <p>※都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。</p> <p>都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p> <p>(2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者名簿を調製し、アクセス権限を適切に管理する。 ・人事異動等により操作者指定の解除の通知を受けたときは、照合情報を削除することにより、直ちにアクセス権限を無効化する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限るものとする。 ・不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴を取得し、保管する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴の記録により定期的に確認する。 ・定期的に監査を行い、操作履歴と各所属で保管している申請書類等との突合を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を取得し、保管する。 ・定期的に監査を行い、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・操作者研修で、事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・本人確認情報が記載された帳票は、事前承認がなければ複写できない取扱いとする。 ・電子記憶媒体に複製する場合は磁気ディスク等管理簿により管理し、定期的実施される監査において、不正な複製が行われていないことを確認する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末機のディスプレイに斜視防止フィルタを設置する。 ・スクリーンセーバの起動時間を5分以内とするとともに、解除にはパスワードの入力を必要とする。 ・端末機のディスプレイを、来庁者等から見ることができないよう適切な位置及び方向に設置する。 ・操作者は、業務に必要な検索を行う場合には、事前に検索・抽出条件を明確にする。 ・操作者は、業務に必要な本人確認情報を検索・抽出し、又は画面に表示しない。 ・操作者は、離席の際には、業務アプリケーションを終了させ、電源の切断等を行い、本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。 ・操作者は、本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取らない。また、画像データとして保存又は紙媒体で出力しない。 ・操作者は、本人確認情報をメモに書き込んだり、端末機のテキスト文書に保存しない。 ・操作者は、端末機が設置された執務スペースに写真機、ビデオ、カメラ付き携帯、録音機等の記録装置を持ち込まない。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会（47都道府県が構成員）において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法（平成25年5月31日法律第29号）に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先の本人確認情報保護管理体制を確認するとともに、必要に応じて立ち入り調査を行う。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。 委託先（再委託先を含む。）には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 委託先（再委託先を含む。）は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先（再委託先を含む。）には、本人確認情報の更新及び本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 委託先（再委託先を含む。）は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 上記のとおり、委託先（再委託先を含む。）は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策（監視カメラなど）を講じ、不正作業が行われないようにしている。 チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である千葉県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 必要があれば、千葉県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先（再委託先を含む。）に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先（再委託先を含む。）がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	住基法等において定められた事項についてのみ行う。なお、操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。	
その他の措置の内容	「端末機が置かれている事務室の施錠管理」、「操作権限のない者を入室させる場合の立会い」、「操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限定」して、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 ・全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・千葉県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・一括提供方式で利用するフラッシュメモリについては、利用所属において、あらかじめ暗号化及びウイルス対策を行うとともに、総務部市町村課に備え付けの管理簿による管理を行う。また、不正利用がないように、当該所属に対して、総務部市町村課のシステム担当者が後日監査を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するとともに、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・千葉県において、端末機が置かれている事務室を施錠管理する。また、操作者が執務スペースに入室する際は写真機、ビデオ、カメラ付き携帯、録音機等の記録装置の持ち込みがないかを確認する。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・千葉県において、システムへのコンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するための措置を講じ、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 また、端末機からインターネットに接続できないように物理的に又はファイアウォールやルータにより論理的にインターネットと分断する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク

リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・帳票等を受渡し、保管、複写又は廃棄した場合には、帳票管理簿に記載する。 ・本人確認情報が記載された帳票等を廃棄する場合、裁断、溶解等の措置を講じる。 ・ドキュメント及び磁気ディスクは、ドキュメント管理簿及び磁気ディスク等管理簿により管理し、セキュリティ対策上特に記載する必要がある処理又は事項について、必要項目をドキュメント管理簿及び磁気ディスク等管理簿に記録する。 ・ドキュメント又は記憶媒体を作成、受領、送付、使用、複写、貸与、消去又は廃棄した場合には、ドキュメント管理簿及び磁気ディスク等管理簿に記録する。 ・ドキュメント又は記録媒体を廃棄する場合、裁断又は溶解等若しくは消去又は物理的破壊等の措置を講じる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	システム上、法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることとする。また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。
個人番号の真正性確認の措置の内容	システム上、市町村において真正性が確認された情報のみを市町村CSを通じて入手できることとする。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを※用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。</p> <p>・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。</p> <p>・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。</p> <p>※附票都道府県サーバのサーバ上で稼動するアプリケーション。都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。</p> <p>附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。</p> <p>なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)</p> <p>(2)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者名簿を調製し、アクセス権限を適切に管理する。 ・人事異動等により操作者指定の解除の通知を受けたときは、照合情報を削除することにより、直ちにアクセス権限を無効化する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限るものとする。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・附票本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴を取得し、保管する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴の記録により定期的に確認する。 ・定期的に監査を行い、操作履歴と各所属で保管している申請書類等との突合を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を取得し、保管する。 ・定期的に監査を行い、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・操作者研修で、事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・附票本人確認情報が記載された帳票は、事前承認がなければ複写できない取扱いとする。 ・電子記憶媒体に複製する場合は磁気ディスク等管理簿により管理し、定期的実施される監査において、不正な複製が行われていないことを確認する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末機のディスプレイに斜視防止フィルタを設置する。 ・スクリーンセーバの起動時間を5分以内とするとともに、解除にはパスワードの入力を必要とする。 ・端末機のディスプレイを、来庁者等から見ることができないよう適切な位置及び方向に設置する。 ・操作者は、業務に必要な検索を行う場合には、事前に検索・抽出条件を明確にする。 ・操作者は、業務に必要なない附票本人確認情報を検索・抽出し、又は画面に表示しない。 ・操作者は、離席の際には、業務アプリケーションを終了させ、電源の切断等を行い、附票本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。 ・操作者は、附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーを取らない。また、画像データとして保存又は紙媒体で出力しない。 ・操作者は、附票本人確認情報をメモに書き込んだり、端末機のテキスト文書に保存しない。 ・操作者は、端末機が設置された執務スペースに写真機、ビデオ、カメラ付き携帯、録音機等の記録装置を持ち込まない。 	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	住基法等において定められた事項についてのみ行う。なお、操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。	
その他の措置の内容	「端末機が置かれている事務室の施錠管理」、「操作権限のない者を入室させる場合の立会い」、「操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限定」して、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 ・附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・千葉県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・一括提供方式で利用するフラッシュメモリについては、利用所属において、あらかじめ暗号化及びウイルス対策を行うとともに、総務部市町村課に備え付けの管理簿による管理を行う。また、不正利用がないように、当該所属に対して、総務部市町村課のシステム担当者が後日監査を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するとともに、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・千葉県において、端末機が置かれている事務室を施錠管理する。また、操作者が執務スペースに入室する際は写真機、ビデオ、カメラ付き携帯、録音機等の記録装置の持ち込みがないかを確認する。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・千葉県において、システムへのコンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するための措置を講じ、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 また、端末機からインターネットに接続できないように物理的に又はファイアウォールやルータにより論理的にインターネットと分断する。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
その他の措置の内容		
	—	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク

リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、千葉県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・帳票等を受渡し、保管、複写又は廃棄した場合には、帳票管理簿に記載する。 ・本人確認情報が記載された帳票等を廃棄する場合、裁断、溶解等の措置を講じる。 ・ドキュメント及び磁気ディスクは、ドキュメント管理簿及び磁気ディスク等管理簿により管理し、セキュリティ対策上特に記載する必要がある処理又は事項について、必要項目をドキュメント管理簿及び磁気ディスク等管理簿に記録する。 ・ドキュメント又は記憶媒体を作成、受領、送付、使用、複写、貸与、消去又は廃棄した場合には、ドキュメント管理簿及び磁気ディスク等管理簿に記録する。 ・ドキュメント又は記録媒体を廃棄する場合、裁断又は溶解等若しくは消去又は物理的破壊等の措置を講じる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、住基ネットを利用する全所属に対し、セキュリティ対策規程等の項目に係るチェックリストを配付し、自己点検を実施する。
②監査	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネットを利用する所属に対して、総務部市町村課のシステム担当者が現地監査を実施する。現地監査では、 <ol style="list-style-type: none"> ①本人確認情報の利用業務に係る端末機の管理状況 ②アクセス管理状況 ③操作者等の責務の遵守状況 ④情報資産の管理状況 ⑤その他監査人がセキュリティ上必要と認める事項 等を確認する。 ・2年間で全所属の監査を行う。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・端末機が設置されている所属の端末機担当者を対象に、住基ネットのセキュリティ対策、端末機担当者だけが行うこととされている、住基ネットの操作方法(操作者登録、パスワード変更等)を内容とする「端末機担当者会議」を実施する。 ・人事異動により新たに住基ネットを利用することとなった者を対象に、住基ネットの概要、住基ネットの操作方法、住基ネットのセキュリティ対策、緊急時の対応等を内容とする「操作者研修」を実施する。研修を複数回開催することで、全ての対象者が受講できるようにし、研修未受講者に対しては操作者権限を付与しない。なお、セキュリティ対策規程等の見直しがあった場合は、既存の操作者に対しても研修を実施している。
3. その他のリスク対策	
—	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<p>・郵便番号260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎8階 千葉県総務部市町村課行政班 043-223-2140</p> <p>・郵便番号260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629</p>
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	<p>[無料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示事務、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の訂正事務
公表場所	<p>・郵便番号260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課個人情報保護班</p> <p>・郵便番号260-0013 千葉市中央区中央4-15-7 千葉県文書館</p> <p>・千葉県ホームページ</p>
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	千葉県総務部市町村課行政班 043-223-2140
②対応方法	問い合わせの際に、対応について記録を残し、関係法令等に照らし、適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年12月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	ちばづくり県民コメント制度(パブリックコメント)に関する指針に基づき実施
②実施日・期間	令和5年8月16日(水)～令和5年9月15日(金)
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年10月31日
②方法	千葉県個人情報保護審議会による第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月20日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 高梨みちえ	課長	事後	様式変更に伴う記載内容の変更であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。
平成30年6月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供先2 千葉県への執行機関(教育委員会など) ②提供先における用途	住基法別表第六に掲げられた(後略)	住基法第30条の15第2項により(後略)	事後	「①法令上の根拠」に記載されている条項に合わせた記載内容の変更であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。
平成30年6月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先1 千葉県の他部署(総務部税務課など) ②移転先における用途	住基法別表第五に掲げられた(後略)	住基法第30条の15第2項により(後略)	事後	「①法令上の根拠」に記載されている条項に合わせた記載内容の変更であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。
令和2年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑧再委託の許諾方法	書面による承諾	再委託を行う際は、契約書に基づき、再委託する業務範囲や再委託の条件、再委託に対する管理方法等を書面において確認した上で、承諾を行っている。	事後	千葉県特定個人情報等取扱事務委託基準を踏まえた変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第20条第9項及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	事後	番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・千葉県においては、施錠管理を行っている部屋に端末機を保管する。 ・帳票等は、専用保管庫等に施錠保管する等権限のない者がアクセスできないようにする。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・千葉県においては、施錠管理を行っている部屋に端末機を保管する。また、操作者が執務スペースに入室する際は写真機、ビデオ、カメラ付き携帯、録音機等の記録装置の持ち込みがないかを確認する。 ・帳票等は、専用保管庫等に施錠保管する等権限のない者がアクセスできないようにする。	事後	改正マイナンバーガイドライン等を踏まえた文言の追記であり、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和2年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏・漢字、26. 旧氏・外字数、27. 旧氏・ふりがな、28. 旧氏・外字変更連番	事後	住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)施行に伴う変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年3月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録具体的な方法	・本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴を取得し、保管する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴の記録により適時確認する。 ・定期的に監査を行い、操作履歴と各所属で保管している申請書類等との突合を行う。	・本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴を取得し、保管する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴の記録により定期的に確認する。 ・定期的に監査を行い、操作履歴と各所属で保管している申請書類等との突合を行う。	事後	軽微な文言の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年3月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、本人確認情報が記載された帳票は、事前承認がなければ複製できない取扱いとする。	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・本人確認情報が記載された帳票は、事前承認がなければ複製できない取扱いとする。 ・電子記憶媒体に複製する場合は磁気ディスク等管理簿により管理し、定期的の実施される監査において、不正な複製が行われていないことを確認する。	事後	改正マイナンバーガイドライン等を踏まえた文言の追記であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構へ委託することを議決している。 委託先として議決された機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づく指定情報処理機関として住基ネットの運用を行っている実績がある。また、前身の財団法人地方自治情報センターにおいて平成14年8月5日から平成26年3月31日まで、指定情報処理機関であった。 そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構へ委託することを議決している。 委託先として議決された機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づく指定情報処理機関として住基ネットの運用を行っている実績がある。また、前身の財団法人地方自治情報センターにおいて平成14年8月5日から平成26年3月31日まで、指定情報処理機関であった。 そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先の本人確認情報保護管理体制を確認するとともに、必要に応じて立ち入り調査を行う。 	事後	改正マイナナンバーガイドライン等を踏まえた文言の追記であり、重要な変更にと当たらない。
令和2年3月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定規程の内容	<ul style="list-style-type: none"> 秘密保持義務 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 特定個人情報の目的外利用の禁止 再委託における条件 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 従業者に対する監督・教育 契約内容の遵守状況について報告を求める規定 	<ul style="list-style-type: none"> 秘密保持義務 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 特定個人情報の目的外利用の禁止 再委託における条件 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 従業者に対する監督・教育 契約内容の遵守状況について報告を求める規定 委託先の個人情報保護管理体制に関する調査を行うことができる規定 等を契約書において定めるとともに、千葉県と同様の安全管理措置を義務付ける。 	事後	改正マイナナンバーガイドライン等を踏まえた文言の追記であり、重要な変更にと当たらない。
令和2年3月19日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するとともに、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 千葉県において、端末機が置かれている事務室を施錠管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するとともに、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 千葉県において、端末機が置かれている事務室を施錠管理する。 	事後	改正マイナナンバーガイドライン等を踏まえた文言の追記であり、重要な変更にと当たらない。
令和2年3月19日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 端末機が設置されている所属の端末機担当者を対象に、住基ネットのセキュリティ対策、端末機担当者だけが行うこととされている、住基ネットの操作方法(操作者登録、パスワード変更等)を内容とする「端末機担当者会議」を実施する。 人事異動により新たに住基ネットを利用することとなった者を対象に、住基ネットの概要、住基ネットの操作方法、住基ネットのセキュリティ対策、緊急時の対応等を内容とする「操作者研修」を実施する。なお、セキュリティ対策規程等の見直しがあった場合などは、必要に応じ、既存の操作者に対しても随時研修を実施する。 なお、研修内容について、より周知徹底を図るため、研修未受講者の所属に対して、別途研修資料を送付し、所属での研修の実施を依頼するとともに、研修実施日、研修内容について、後日、報告をさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 端末機が設置されている所属の端末機担当者を対象に、住基ネットのセキュリティ対策、端末機担当者だけが行うこととされている、住基ネットの操作方法、住基ネットのセキュリティ対策、緊急時の対応等を内容とする「操作者研修」を実施する。研修を複数回開催することで、全ての対象者が受講できるようにし、研修未受講者に対しては操作者権限を付与しない。なお、セキュリティ対策規程等の見直しがあった場合は、既存の操作者に対しても研修を実施している。 人事異動により新たに住基ネットを利用することとなった者を対象に、住基ネットの概要、住基ネットの操作方法、住基ネットのセキュリティ対策、緊急時の対応等を内容とする「操作者研修」を実施する。研修を複数回開催することで、全ての対象者が受講できるようにし、研修未受講者に対しては操作者権限を付与しない。なお、セキュリティ対策規程等の見直しがあった場合は、既存の操作者に対しても研修を実施している。 	事後	改正マイナナンバーガイドライン等を踏まえた文言の追記であり、重要な変更にと当たらない。
令和5年12月15日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	千葉県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利又は利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利又は利益の保護を図ることを宣言する。	千葉県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利又は利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利又は利益の保護を図ることを宣言する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	千葉県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(以下「住基ネット」という。)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処するため、住民に関する記録を正確にかつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に千葉県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う(別添1を参照)。 ①本人確認情報の更新 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ③本人確認情報の開示 ④地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への情報照会 ⑤本人確認情報検索 ⑥本人確認情報整合	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1.本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2.附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1.本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 千葉県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(以下「住基ネット」という。)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処するため、住民に関する記録を正確にかつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に千葉県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①本人確認情報の更新 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ③本人確認情報の開示 ④地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への情報照会 ⑤本人確認情報検索 ⑥本人確認情報整合	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日			2.附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 千葉県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。 ①附票本人確認情報の更新 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ③附票本人確認情報の開示 ④機構への情報照会 ⑤附票本人確認情報検索 ⑥附票本人確認情報整合 ※それぞれの事務の内容については(別添1)を参照		
令和5年12月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①事務の名称 システム2 ②システムの名称	—	附票連携システム	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①事務の名称 システム2 ②システムの機能	—	①附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)を経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対し、当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 千葉県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあつた当該個人の4情報、住民票コードの組合せを検索キーに、個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、千葉県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日			<p>③附票本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、請求に係る個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>④地方公共団体情報システム機構への情報照会 附票全国サーバに対し、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の附票本人確認情報の照会を行い、当該個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>⑤附票本人確認情報検索 4情報の組合せを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑥附票本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村CSを経由して送付された整合性確認用の附票本人確認情報を受領し、当該整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性を確認する。</p>		
令和5年12月15日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	住民の転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確にかつ統一的に記録・管理するため。	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 住民の転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確にかつ統一的に記録・管理するため。 (2)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待できるメリット	住民票の写しにかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた市町村が発行する住民票の写しの添付省略が図られ、もって住民の負担軽減(市町村を訪問し、住民票の写しを入手する金銭的、時間的コストの節約)や行政の効率化につながるが見込まれる。	住民票の写しにかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた市町村が発行する住民票の写しの添付省略が図られ、もって住民の負担軽減(市町村を訪問し、住民票の写しを入手する金銭的、時間的コストの節約)や行政の効率化につながるが見込まれる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	住基法※ ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)附則第3号施行日時点	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	—	(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容		新規に作図	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 (本人確認情報の管理及び提供等に関する事務分)	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。 3-②、住基法に基づく開示請求をした住民に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された請求に係る個人の本人確認情報を開示する。	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。 3-②、開示請求をした住民に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された請求に係る個人の本人確認情報を開示する。	事後	特定個人情報を含まないことを明記するなどによる変更であり、重要な変更にと当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 (附票本人確認情報の管理 及び提供等に関する事務分)	-	<p>1. 附票本人確認情報の更新</p> <p>1-①市町村において受け付けた住民の転出入に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。</p> <p>1-②附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。</p> <p>1-③附票全国サーバに対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。</p> <p>2. 千葉県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転</p> <p>2-①千葉県の他の執行機関又は他部署において、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の附票本人確認情報の照会を行う。</p> <p>2-②千葉県知事において、提示されたキーを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、千葉県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。</p> <p>※検索対象者が他都道府県の住民の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。</p> <p>※千葉県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、千葉県知事において附票都道府県サーバの代表端末(千葉県の他の執行機関又は他部署においては業務端末)(都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携(注2)により行う。</p>	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日			<p>(注1)ファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。</p> <p>(注2)一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携にフラッシュメモリを用いる方法を指す。</p> <p>3. 附票本人確認情報の開示</p> <p>3-①住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。</p> <p>3-②開示請求をした住民に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。</p> <p>4. 機構への情報照会</p> <p>4-①機構に対し、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の附票本人確認情報の照会を行う。</p> <p>4-②附票全国サーバより、当該個人の附票本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 附票本人確認情報検索</p> <p>5-①4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 附票本人確認情報整合</p> <p>6-①市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。</p> <p>6-②附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報ファイルの整合性を確認する。</p> <p>6-③附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性の確認結果を通知する。</p>		
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (都道府県知事保存本人確認情報ファイル分)	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報 (都道府県知事保存本人確認情報ファイル分)	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号。以下「番号整備法」という。)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去提供先2 ①保管場所(都道府県知事保存本人確認情報ファイル分)	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている集約センターにおいて、施設管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている集約センターにおいて、施設管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又は/パスワード)による認証が必要となる。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ①ファイルの種類(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	システム用ファイル	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②対象となる本人の数(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	100万人以上1,000万人未満	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	千葉県内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された者※消除者を含む。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において千葉県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要がある。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	10項目以上50項目未満	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	[○]個人番号[○]4情報(氏名、住所、性別、生年月日)[○]その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。):法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号: 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 すべての記録項目(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	別添2を参照。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	千葉県総務部市町村課行政班	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町村)[○]その他(都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある))	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	[○]専用線	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度。 ※番号法別表に掲げる事務につき、自都道府県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができることとされている。 ※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	千葉県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ※千葉県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において千葉県内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、千葉県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的 変更の妥当性 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	—	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	千葉県総務部市町村課行政班	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	10人未満	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	①附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態で保つため、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)を経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対し、当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 千葉県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報、住民票コードの組合せを検索キーに、個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。その際、番号法で認められた場合に限り、千葉県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 ③附票本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、請求に係る個人の附票本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日			④地方公共団体情報システム機構への情報照会 附票全国サーバに対し、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の附票本人確認情報の照会を行い、当該個人の附票本人確認情報を受領する。 ⑤附票本人確認情報検索 4情報の組合せを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥附票本人確認情報整合 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村CSを経由して送付された整合性確認用の附票本人確認情報を受領し、当該整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの整合性を確認する。		
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法情報の突合 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法情報の統計分析 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	該当なし。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法権利利益に影響を与え得る決定 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	該当なし。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨ 使用開始日 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	委託する(1件)	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ① 委託内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県サーバと同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	特定個人情報ファイルの全体	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲対象となる本人の数 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	100万人以上1,000万人未満	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲対象となる本人の範囲 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	「2.③対象となる本人の範囲」に同じ	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ③ 委託先における取扱者数 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	10人未満	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	[○]専用線	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ⑥委託先名の確認方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	委託先が決定した際には、千葉県のみ電子調達システムに公開する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ⑥委託先名 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	地方公共団体情報システム機構(機構)	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ⑦再委託の有無 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	再委託する	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ⑧再委託の許諾方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	再委託を行う際は、契約書に基づき、再委託する業務範囲や再委託の条件、再委託に対する管理方法等を書面において確認した上で、承諾を行っている。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ⑨再委託事項 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に依らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	[○]提供を行っている(1件)[○]移転を行っている(1件)	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	千葉県の他の執行機関(教育委員会など)	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	住基法別表第六に掲げる、千葉県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく千葉県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	100万人以上1,000万人未満	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	[○]フラッシュメモリ[○]紙[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	千葉県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	千葉県の他部署(総務部税務課など)	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく千葉県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、番号整備法第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ④移転する情報の対象となる本人の数 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	100万人以上1,000万人未満	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑥移転方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	[○]フラッシュメモリ[○]紙[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑦時期・頻度 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	千葉県他部署からの検索要求があった都度。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・千葉県においては、施錠管理を行っている部屋に端末機を設置する。また、操作者が執務スペースに入室する際は写真機、ビデオ、カメラ付き携帯、録音機等の記録装置の持ち込みがないかを確認する。 ・帳票等は、専用保管庫等に施錠保管する等権限のない者がアクセスできないようにする。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	1年未満	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	—	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(都道府県知事保存本人確認情報ファイル分)	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏漢字、26. 旧氏外字数、27. 旧氏ふりがな、28. 旧氏外字変更連番	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏漢字、26. 旧氏外字数、27. 旧氏ふりがな、28. 旧氏外字変更連番 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル ア 附票本人確認情報 1. 住民票コード、2. 氏名漢字、3. 氏名外字数、4. 氏名ふりがな、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所市町村コード、8. 住所漢字、9. 住所外字数、10. 最終住所漢字、11. 最終住所外字数、12. 異動年月日、13. 旧住民票コード、14. 附票管理市町村コード、15. 附票本人確認情報状態区分、16. 外字フラグ、17. 外字パターン、18. 通知区分 イ その他 1. 個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名(都道府県知事保存本人確認情報ファイル分)	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容(都道府県知事保存本人確認情報ファイル分)	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。 (2)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	III 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認(都道府県知事保存本人確認情報ファイル分)	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構へ委託することを議決している。 ・委託先として議決された機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づく指定情報処理機関として住基ネットの運用を行っている実績がある。また、前身の財団法人地方自治情報センターにおいて平成14年8月5日から平成26年3月31日まで、指定情報処理機関であった。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先の本人確認情報保護管理体制を確認するとともに、必要に応じて立ち入り調査を行う。	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先の本人確認情報保護管理体制を確認するとともに、必要に応じて立ち入り調査を行う。	事後	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正に伴う変更であり、重要な変更にと当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 (都道府県知事保存本人確認情報ファイル分)	再委託先の選定については、平成25年1月24日、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会(都道府県の各ブロックから推薦された新潟県、長野県、富山県、和歌山県、香川県、愛媛県、岡山県および福岡県により構成)が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。	再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容 (都道府県知事保存本人確認情報ファイル分)	・全国サーバと都道府県サーバ間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・千葉県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・一括提供方式で利用するフラッシュメモリについては、利用所において、あらかじめ暗号化及びウイルス対策を行うとともに、総務部市町村課に備え付けの管理簿による管理を行う。 また、不正利用がないように、当該所属に対して、総務部市町村課のシステム担当者が後日監査を行う。	・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 ・全国サーバと都道府県サーバ間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・千葉県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・一括提供方式で利用するフラッシュメモリについては、利用所において、あらかじめ暗号化及びウイルス対策を行うとともに、総務部市町村課に備え付けの管理簿による管理を行う。 また、不正利用がないように、当該所属に対して、総務部市町村課のシステム担当者が後日監査を行う。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか (都道府県知事保存本人確認情報ファイル分)	発生あり	発生なし	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 (都道府県知事保存本人確認情報ファイル分)	平成29年12月、農林水産部出先機関において簿冊を紛失した。当該簿冊につづられていた文書には、397名分の個人情報が含まれていた。保存期間を徒過した他の簿冊を廃棄した際に、誤って一緒に廃棄したと考えられる。	—	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容 (都道府県知事保存本人確認情報ファイル分)	・文書の適正な取扱いについて職員に周知した。 ・簿冊については、保存期間別に背表紙に色分けすることを徹底し、保管場所を分ける等、誤廃棄防止策を講じた。 ・毎年度、簿冊の保管状況を確認するとともに、廃棄する際の保存期間満了の確認を徹底することとした。	—	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	システム上、法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることとする。また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク その他の措置の内容（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	—	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	特に力を入れている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	特に力を入れている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3: 入手した特定個人情報が入力が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルが不正であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容 （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	システム上、市町村において真正性が確認された情報のみを市町村CSを通じて入手できることとする。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルが不正であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に削除されている者に対して、削除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルが不正であるリスク その他の措置の内容 （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	—	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルが不正であるリスク リスクへの対策は十分か （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	十分である	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルが不正であるリスク リスクに対する措置の内容 （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	・機構が作成・配付する専用のアプリケーションを※用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。都道府県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びびなりすまし等を防止する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルが不正であるリスク リスクへの対策は十分か （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	特に力を入れている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	—	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容 （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	附票都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。 (1)附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県その他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合（目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。）。 (2)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県その他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容 （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	—	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクへの対策は十分か （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	特に力を入れている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	行っている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	生体認証による操作者認証を行う。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	行っている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・操作者名簿を調製し、アクセス権限を適切に管理する。 ・人事異動等により操作者指定の解除の通知を受けたときは、照合情報を削除することにより、直ちにアクセス権限を無効化する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	行っている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限るものとする。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	記録を残している	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・附票本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴を取得し、保管する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴の記録により定期的に確認する。 ・定期的に監査を行い、操作履歴と各所属で保管している申請書類等との突合を行う。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	—	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分か (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	特に力を入れている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用 リスクに対する措置の内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・システムの操作履歴を取得し、保管する。 ・定期的に監査を行い、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・操作者研修で、事務外利用の禁止等について指導する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用 リスクへの対策は十分か (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	特に力を入れている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・附票本人確認情報が記載された帳票は、事前承認がなければ複写できない取扱いとする。 ・電子記憶媒体に複製する場合は磁気ディスク等管理簿により管理し、定期的実施される監査において、不正な複製が行われていないことを確認する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクへの対策は十分か (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	特に力を入れている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・端末機のディスプレイに斜視防止フィルタを設置する。 ・スクリーンセーバの起動時間を5分以内とするとともに、解除にはパスワードの入力が必要とする。 ・端末機のディスプレイを、来庁者等から見るこ とができないよう適切な位置及び方向に設置 する。 ・操作者は、業務に必要な検索を行う場合に は、事前に検索・抽出条件を明確にする。 ・操作者は、業務に必要な附票本人確認 情報を検索・抽出し、又は画面に表示しない。 ・操作者は、離席の際には、業務アプリケ ーションを終了させ、電源の切断等を行い、附票 本人確認情報を画面に表示したままの状態と しない。 ・操作者は、附票本人確認情報が表示された 画面のハードコピーを取らない。また、画像 データとして保存又は紙媒体で出力しない。 ・操作者は、附票本人確認情報をメモに書き込 んだり、端末機のテキスト文書に保存しない。 ・操作者は、端末機が設置された執務スペー スに写真機、ビデオ、カメラ付き携帯、録音機 等の記録装置を持ち込まない。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 情報保護管理体制の確認 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・平成24年6月12日、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会(47都道府県が構成員)において、都道府県サーバ集約化の実施および集約化された都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構の前身である財団法人地方自治情報センターへ委託することを議決している。 ・委託先である機構は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された組織であり、住基法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている実績がある。 ・そのため、委託先として社会的信用と特定個人情報の保護を継続的に履行する能力があると認められるとともに、プライバシーマークの付与を受けており、情報保護管理体制は十分である。 ・附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務委託において、委託先の附票本人確認情報保護管理体制を確認するとともに、必要に応じて立ち入り調査を行う。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	制限している	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。 ・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	記録を残している	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	-	・本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。 ・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアップ媒体については、記録簿により管理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と保管庫の媒体をチェックし、チェックリストに記入している。バックアップの不正取得や持ち出しのリスクに対し、サーバ室に物理的対策(監視カメラなど)を講じ、不正作業が行われないようにしている。 ・チェックリストの結果について、委託先である機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について 6. セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の提供ルール (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	-	定めている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	-	・委託先である機構に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記している。 ・委託先である機構は、日次、月次、年次で目的外利用及び提供についてのチェックを含むセキュリティチェックを行い、委託元である千葉県は、チェックリストの結果について、機構より、月次で書面により「附票都道府県サーバ集約センターの運用監視等に係る作業報告について6.セキュリティ確認結果報告」の報告を受けている。 ・必要があれば、千葉県職員が委託業務について機構の履行状況を立ち会いまたは報告を受けることを契約書上明記している。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	-	・委託先(再委託先を含む。)に送付する特定個人情報ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む。)がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステム設計としている。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の消去ルール (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	定めている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、本人確認情報の保存期間が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還または廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、千葉県職員又は監査法人などの第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	定めている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・委託先の個人情報保護管理体制に関する調査を行うことができる規定 等を契約書において定めるとともに、千葉県と同様の安全管理措置を義務付ける。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	十分に行っている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。 ・再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係らない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象としている。 ・委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク その他の措置の内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	—	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク リスクへの対策は十分か (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	十分である	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	記録を残している	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法 （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	定めている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法 （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	住基法等において定められた事項についてのみ行う。なお、操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容 （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	「端末機が置かれている事務室の施錠管理」、「操作権限のない者を入室させる場合の立会い」、「操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限定」して、情報の持ち出しを制限する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か （都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	十分である	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	・連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した附票連携システムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 ・附票全国サーバと附票都道府県サーバ間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・千葉県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・一括提供方式で利用するフラッシュメモリについては、利用所属において、あらかじめ暗号化及びウイルス対策を行うとともに、総務部市町村課に備え付けの管理簿による管理を行う。 また、不正利用がないように、当該所属に対して、総務部市町村課のシステム担当者が後日監査を行う。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	十分である	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :附票全国サーバと附票都道府県サーバ間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	特に力を入れている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	—	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ①NISC政府機関統一基準群（都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分）	—	政府機関ではない	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②安全管理体制 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	特に力を入れて整備している	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ③安全管理規程 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	特に力を入れて整備している	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ④安全管理体制・規程の職員への周知 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	特に力を入れて周知している	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	特に力を入れて行っている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するとともに、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・千葉県において、端末機が置かれている事務室を施錠管理する。また、操作者が執務スペースに入室する際は写真機、ビデオ、カメラ付き携帯、録音機等の記録装置の持ち込みがないかを確認する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	特に力を入れて行っている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	・集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。 ・千葉県において、システムへのコンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するための措置を講じ、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 また、端末機からインターネットに接続できないように物理的に又はファイアウォールやルータにより論理的にインターネットと分断する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑦バックアップ (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	-	十分に行っている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑧事故発生時手順の策定・周知 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	-	特に力を入れて行っている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	-	発生なし	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	-	-	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	-	-	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	-	保管していない	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	-	-	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	-	-	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク リスクへの対策は十分か (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	特に力を入れている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、千葉県その他の執行機関又は他部署等からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的に保存がされるのみであり、情報が更新される必要はない。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクへの対策は十分か (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	特に力を入れている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	定めている	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えた一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・帳票等を受渡し、保管、複写又は廃棄した場合には、帳票管理簿に記載する。 ・本人確認情報が記載された帳票等を廃棄する場合、裁断、溶解等の措置を講じる。 ・ドキュメント及び磁気ディスクは、ドキュメント管理簿及び磁気ディスク等管理簿により管理し、セキュリティ対策上特に記載する必要がある処理又は事項について、必要項目をドキュメント管理簿及び磁気ディスク等管理簿に記載する。 ・ドキュメント又は記憶媒体を作成、受領、送付、使用、複写、貸与、消去又は廃棄した場合には、ドキュメント管理簿及び磁気ディスク等管理簿に記載する。 ・ドキュメント又は記録媒体を廃棄する場合、裁断又は溶解等若しくは消去又は物理的破壊等の措置を講じる。 	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク その他の措置の内容 (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	—	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク リスクへの対策は十分か (都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル分)	—	十分である	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	III 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 特定個人情報の保管・消去に におけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置 (都道府県知事保存附票本 人確認情報ファイル分)	-	-	事前	令和6年1月に予定される業 務アプリケーション適用前に 評価を実施したもの